第６　被請求団体の意見について

被請求団体の意見は、前記第２のとおりであるところ、そのうち③及び④に理由がないことは、前記第４において述べたとおりであり、その余の①及び②についても、以下のとおり、理由がない。

１　法に規定する観察処分が憲法違反であるとの主張について

被請求団体は、その意見の中で、法に規定する観察処分は憲法第13条、第14条、第20条、第31条、第35条等に違反しているなどと主張する。

しかしながら、法に規定する観察処分は、無差別大量殺人行為という社会公共の安全に甚大な被害を与える犯罪行為を防止するため、公共の福祉の観点から国民の基本的人権に対する必要かつ合理的な制約を加えるにとどまるものであり、被請求団体が主張するように観察処分が違憲であるとはいえないことは、本件観察処分決定において当委員会が述べたとおりであって、この点に関する被請求団体の主張には理由がない。

２　法第５条第１項各号の該当性判断に際しては具体的現実的危険性が必要であるとの主張について

被請求団体は、その意見の中で、法第５条第１項各号の該当性判断に際しては具体的現実的危険性が必要とされるべきであるなどと主張する。

しかし、観察処分に当たり、無差別大量殺人行為に及ぶ具体的現実的危険性が必要でないことは、本件観察処分決定において当委員会が述べたとおりであって、この点に関する被請求団体の主張には理由がない。

第７　結論

以上のとおりであって、本件処分請求は理由があるので、法第26条第６項において準用する法第22条第１項第３号の規定に基づき、被請求団体に対し、法第５条第４項に規定する、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を３年間更新する処分を行うこととし、さらに、当委員会は、法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、前記第５記載の各事項を認めたので、被請求団体に対し、これらの事項を公安調査庁長官へ報告させることとする。

よって、主文のとおり決定する。

平成27年１月23日

公安審査委員会　委員長　房村　精一　印
委　員　板澤　幸雄　印
委　員　橋本　五郎　印
委　員　宮家　邦彦　印
委　員　川野辺充子　印
委　員　太田　順司　印
委　員　竹中　千春　印

別添１－１　更新請求書
１－２　証拠書類一覧表（公安調査庁）
２　証拠書類一覧表（被請求団体）

別添１－１

平成26年12月１日

公安審査委員会　御中

公安調査庁長官　寺脇　一峰

更　新　請　求　書

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第１項後段の規定に基づき、下記のとおり、同法第５条第４項の処分を請求する。

記

第１　被請求団体

１　名称

平成12年１月28日、公安審査委員会によって、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成15年１月23日、平成18年１月23日、平成21年１月23日及び平成24年１月23日に、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」

２　主たる事務所の所在地

⑴　埼玉県越谷市北越谷１丁目20番６号　「さくらマンション」101号室
⑵　東京都世田谷区南烏山６丁目30番19号　「ＧＳハイム烏山」201号室

３　代表者

氏　名　麻原彰晃こと松本智津夫
昭和30年３月２日生（当59年）
職　業　団体主宰者
居　所　東京都葛飾区小菅１丁目35番１号　東京拘置所

４　主幹者

⑴　氏　名　高橋利通
昭和33年７月23日生（当56年）
職　業　団体役員
住　所　大阪府大阪市生野区新今里３丁目10番13号
⑵　氏　名　田中重光
昭和33年１月４日生（当56年）
職　業　団体役員
住　所　北海道札幌市豊平区美園１条３丁目１番24号
⑶　氏　名　上祐史浩
昭和37年12月17日生（当51年）
職　業　団体役員
住　所　東京都世田谷区南烏山６丁目30番19号「ＧＳハイム烏山」201号室

第２　請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

公安調査庁長官の観察に付する処分の期間の更新（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第５条第４項）

第３　更新の理由となる事実

１　被請求団体の現況

⑴　組織概況

ア　被請求団体（以下「本団体」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を教祖・創始者とする「オウム真理教」の教義を広め、これを実現することを目的とし、麻原が主宰し、麻原及び同教義に従う者によって構成される団体であり、平成24年１月23日付け本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定（以下「第４回期間更新決定」という。）後も、引き続き、「Aleph」の名称を用いて活動する内部組織（以下「Aleph」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いて活動する内部組織（以下「ひかりの輪」という。）を中心として活動している。

イ　本団体の日本国内における構成員数は、第４回期間更新決定時である平成24年１月時点では約1,500名であったが、その後、青年層を対象に団体名を秘匿した勧誘活動を積極的に展開するなどした結果、約150名増加し、約1,650名（出家した構成員約300名、在家の構成員約1,350名）となっている。また、本団体のロシア連邦内の構成員数も、第４回期間更新決定後、約20名増加し、約160名となっている。